

令和5年度第3回本会議資料1
令和6年3月1日
相談支援部会

目黒区自立支援協議会 相談支援部会

Meguro City Independence Support Council
Consultation support subcommittee



はじめに . . .

目黒区障害者相談支援に関する経過

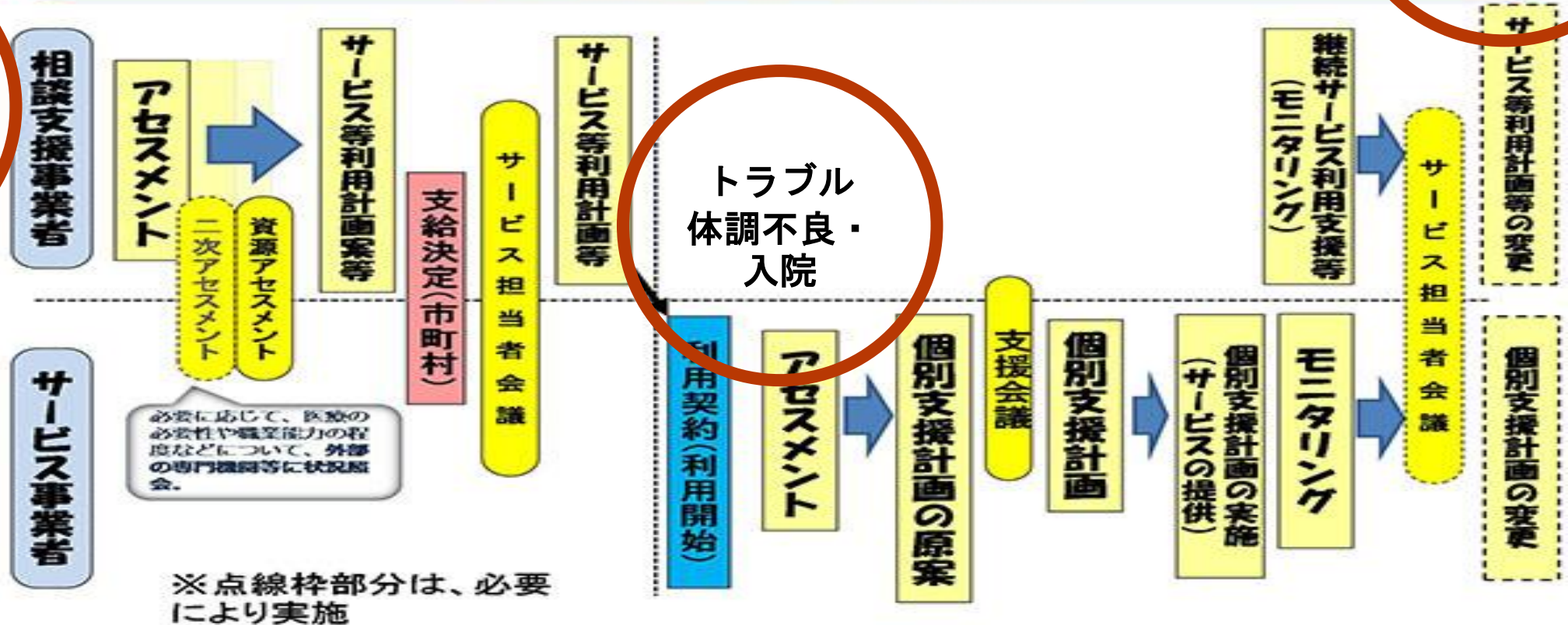
- 平成18年障害者自立支援法施行によって相談支援事業開始・相談支援専門員創設
- 平成24年相談支援体系の見直し 平成27年までに障害福祉サービスを利用するすべての障害者のサービス等利用計画作成の義務付け
- 目黒区3事業所（委託）から開始 相談支援部会による相互の連携、情報共有
- 各事業所の新規利用者計画作成延びが次第に減少、新規受け入れが難しい事業所も
- 令和4年10月 「相談支援事業所で抱える課題について」目黒区と意見交換
→自立支援協議会へ提案する方向性を確認
- 令和5年1月 目黒区内相談支援事業所に対する「**目黒区相談支援体制の課題解決に向けた意見書作成のための基礎調査について**」実施
- 令和5年7月 相談支援部会と目黒区との交流会にて、実務事項に関する意見交換

一般的な相談支援専門員の仕事

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係

サービス
利用×

サービス
辞める



58

- 介護保険制度 ケアマネジャー(介護支援専門員)と同様の業務・役割 3

目黒区内相談支援専門員数

区内11事業所⇒＊令和6年2月区内10事業所

- 相談支援専門員資格保有者は56人
(そのうち相談支援従事者は41人)
- 相談員ごとのケース担当数は約20～60人

増員を計画している事業所は半数あるが、
人材が集まらない、費用不足で採用が難しい



区内11事業所



区内従事者41

目黒区の相談支援

人口278,667人、158,008世帯（令和5年2月1日現在）

支給を受けるにあたり、計画書が必要な障害者総合支援法ならびに児童福祉法に基づいたサービスを利用している人口は以下に記載しました。

| 障害者総合支援法に基づく福祉サービス受給者（R5.1月） | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 対象者 | 計画作成率 | 計画作成者 | セルフプラ |
| 1289人 | 93.8% | 1209人 | 80人 |

| 児童福祉法に基づく福祉サービス受給者（R5.1月） | | | |
|---------------------------|-------|-------|--------|
| 対象者 | 計画作成率 | 計画作成者 | セルフプラン |
| 829人 | 36.4% | 527人 | 302人 |

各相談支援事業所担当の計画相談利用者数

| 目黒区内 相談支援事業所 | | | | |
|--------------|------|-------|-------|--------|
| 事業所数 | 相談員数 | 区内ケース | 区外ケース | 基本相談のみ |
| 11 (休止2) | 41人 | 1057人 | 548人 | 103人 |



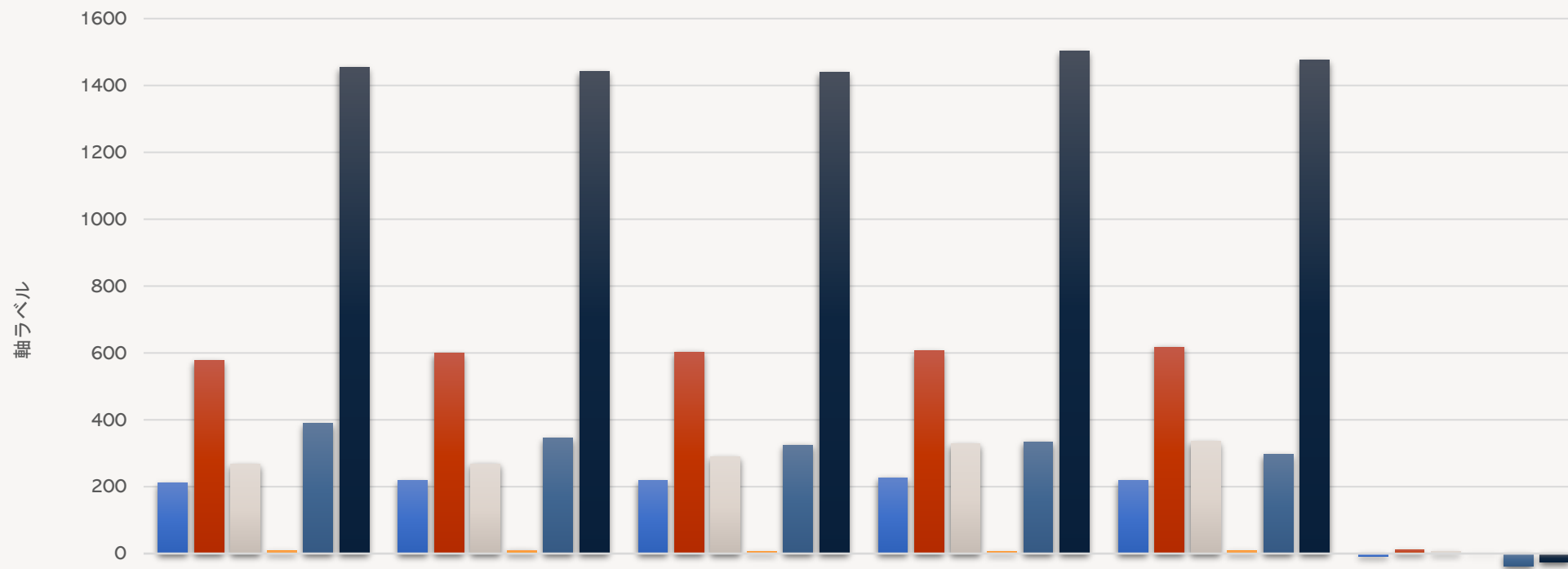
区内全体で計画相談を行っている人数は**1605人**
(そのうち区外の利用者は**548人**)、基本相談のみを行
っている人数は**103人** (そのうち区外は**13人**) であった。

目黒区からの各種データ提供

平成30年～令和4年度 過去5年間の動き

(1) サービス等利用計画作成件数

サービス等利用計画作成件数

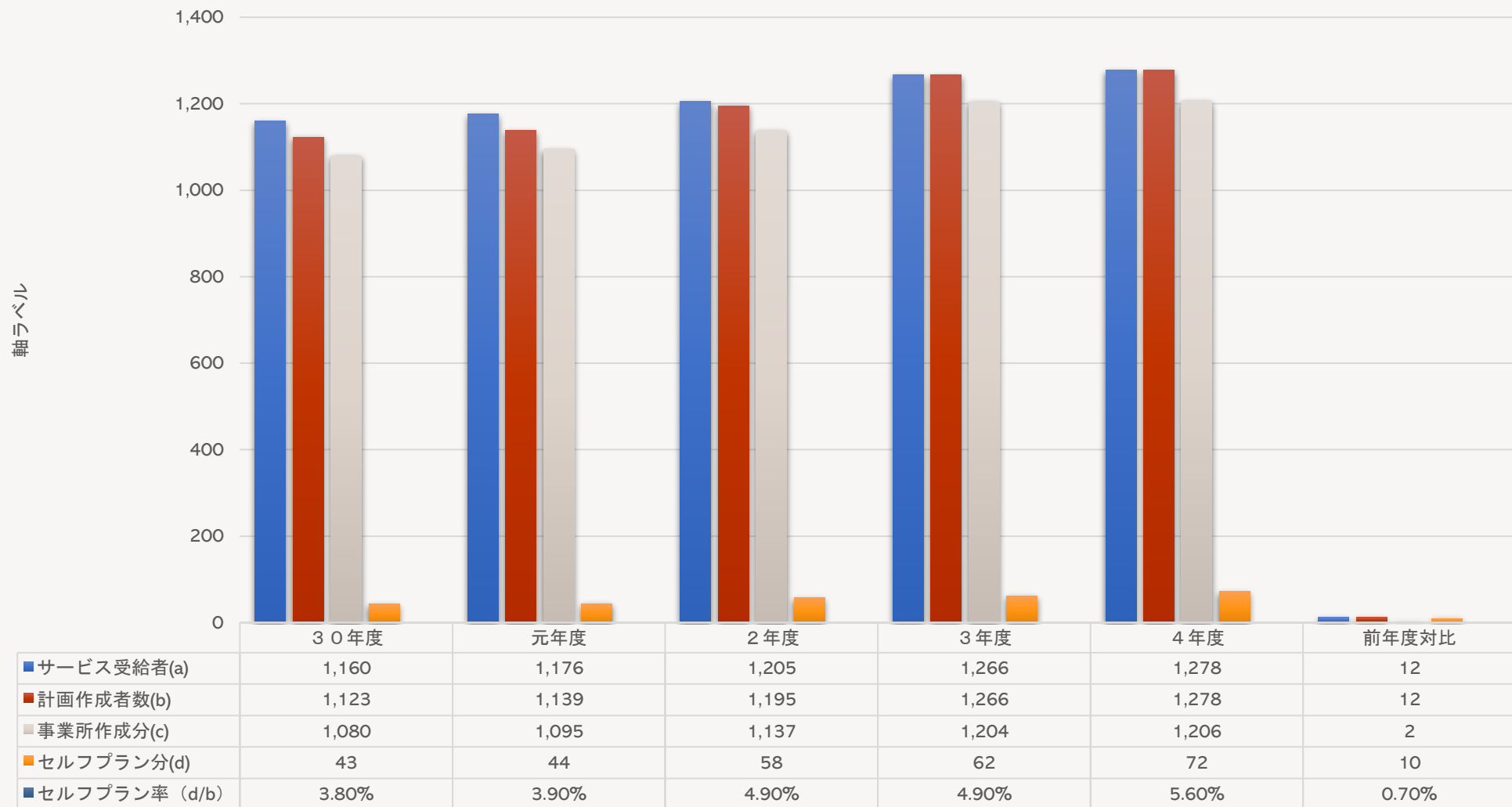


| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 前年度対比 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■身体障害者 | 212 | 219 | 218 | 227 | 219 | -8 |
| ■知的障害者 | 577 | 599 | 603 | 607 | 617 | 10 |
| ■精神障害者 | 267 | 269 | 289 | 329 | 335 | 6 |
| ■難病 | 8 | 9 | 6 | 6 | 8 | 2 |
| ■障害児 | 389 | 346 | 324 | 334 | 297 | -37 |
| ■計 | 1,453 | 1,442 | 1,440 | 1,503 | 1,476 | -27 |

※手帳重複所持者もそれぞれに計上している。

(2) サービス等利用計画作成実績及びセルフプラン率 (各年度末)

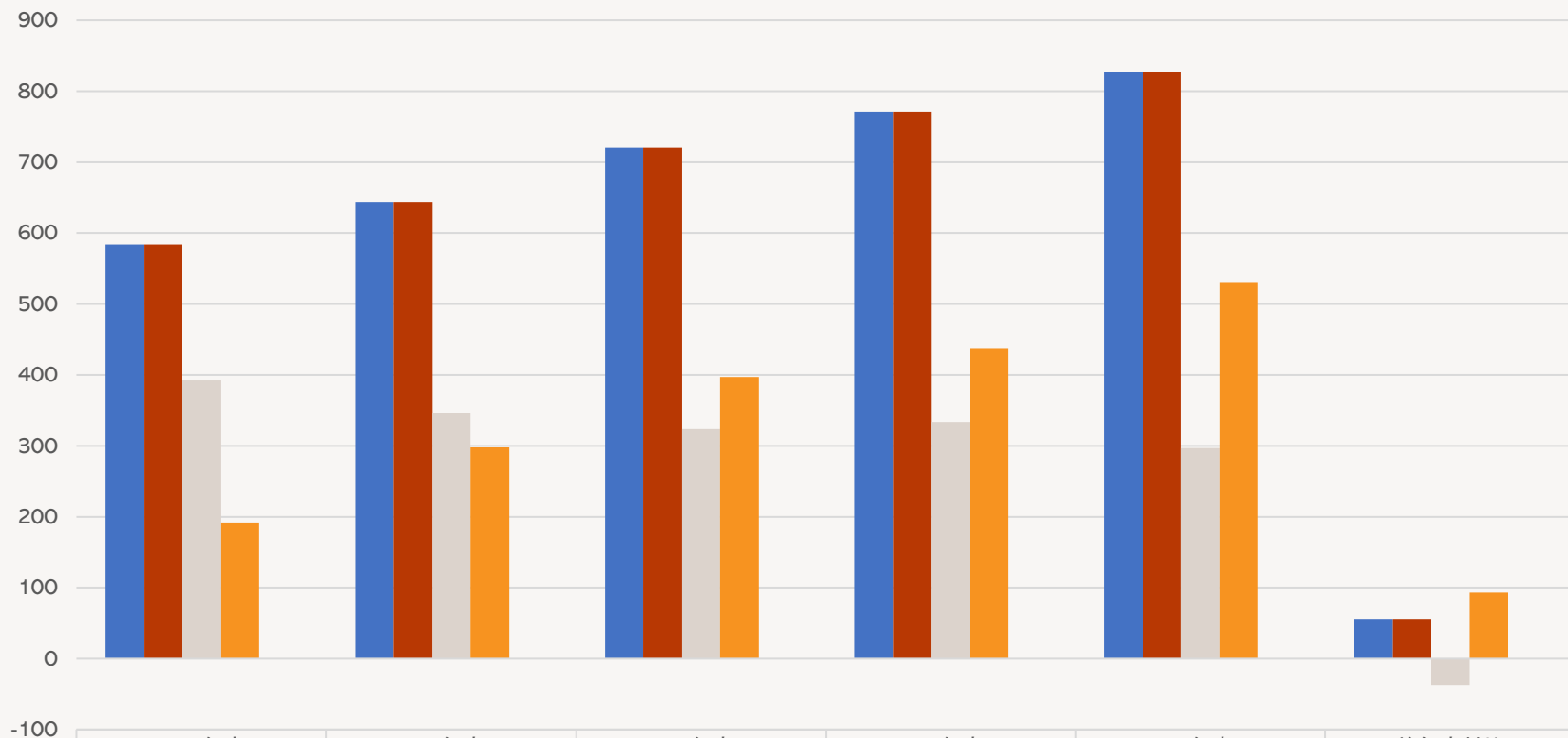
①計画相談 (障害総合支援法に基づくもの)



※ b = 内訳 (c + d)

※計画作成者数には、介護保険ケアプラン対応者・児童計画併用者・セルフプランを含む

②障害児相談支援（児童福祉法に基づくもの）



| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 前年度対比 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ サービス受給者(a) | 584 | 644 | 721 | 771 | 827 | 56 |
| ■ 計画作成者数(b) | 584 | 644 | 721 | 771 | 827 | 56 |
| ■ 事業所作成分(c) | 392 | 346 | 324 | 334 | 297 | -37 |
| ■ セルフプラン分(d) | 192 | 298 | 397 | 437 | 530 | 93 |
| ■ セルフプラン率 (d/b) | 32.9% | 46.3% | 55.1% | 56.7% | 64.1% | 7.4% |

※ b=内訳 (c + d)

相談支援事業所数（令和4年度末時点）

これまで15事業所が目黒区内に存在していたが、

・福祉相談事務所エール
（R2. 5月廃止）

・成年後見・相談支援ハッピーブリッジ
（R3. 4月廃止）

なお、表中の「アトリエそうだん」については、令和6年1月末廃止

※委託…障害者相談支援事業委託受託事業所（5事業所）をいう。

これら5つの事業所は、計画相談支援に加え、区市町村が行うこととされている区市町村相談支援事業（計画相談の対象とならない者や予防的な支援を必要とする者等の相談対応）を受託し、行っている事業所である。

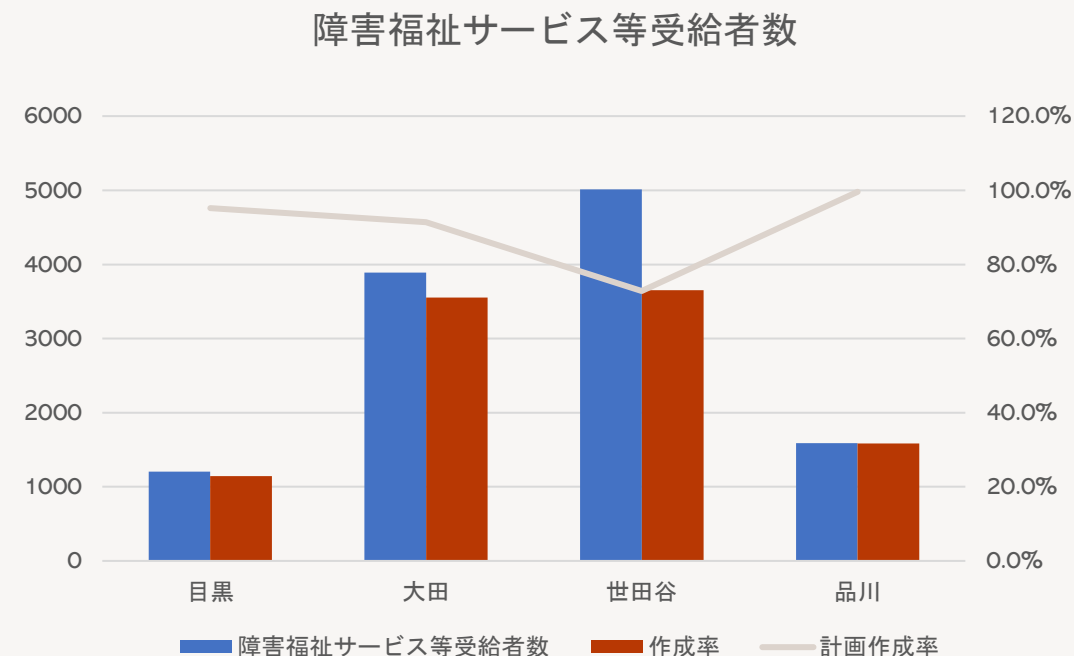
| | 事業所名 | 委託 | 対象 | | | | | 指定年月 |
|----|---------------------------|----|----|----|----|-----|--|----------|
| | | | 身体 | 知的 | 精神 | 障害児 | | |
| 1 | 地域活動支援センター セサミ | ○ | | | ○ | | | 平成24年10月 |
| 2 | ふれんず | ○ | | ○ | | ○ | | 平成24年10月 |
| 3 | 目黒障害者相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 平成24年10月 |
| 4 | たんぽぽの会 相談支援 | ○ | | ○ | | ○ | | 平成25年2月 |
| 5 | 目黒区心身障害者センター あいアイ館 | | ○ | ○ | ○ | | | 平成25年4月 |
| 6 | いきいき福祉相談支援センター | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 平成25年11月 |
| 7 | 目黒区児童発達支援センター 相談支援ひまわり | | | | | ○ | | 平成26年8月 |
| 8 | 【休止中】特定相談支援事業所 SUN | | | | ○ | | | 平成28年4月 |
| 9 | アトリエそうだん | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 平成28年10月 |
| 10 | LITALICO相談支援センター中目黒 | | ○ | ○ | ○ | | | 平成29年7月 |
| 11 | ナイスケア目黒相談支援センター | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 平成29年10月 |
| 12 | 相談支援ガブリエル | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 令和2年4月 |
| 13 | 【休止中】指定相談支援アットコレット都立大 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 令和3年8月 |

参考資料 東京都における令和**3**年**3**月までの
計画相談実績（区市町村別）より

近隣区の相談支援事業所との比較

①障害福祉サービス等受給者数

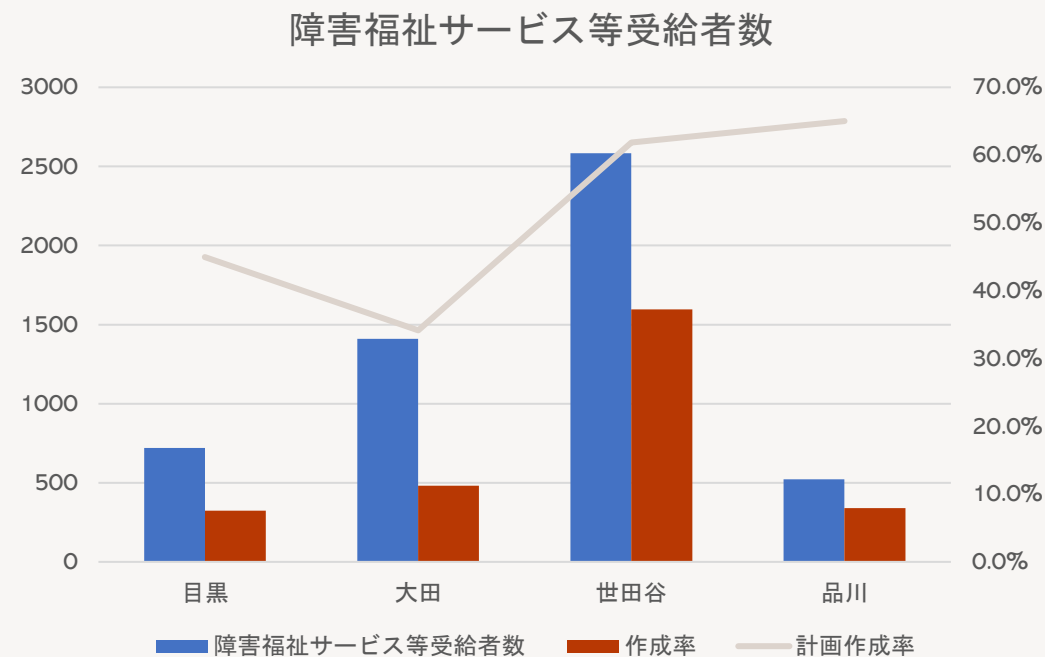
| | 目黒 | 大田 | 世田谷 | 品川 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 障害福祉サービス等受給者数 | 1204人 | 3889人 | 5011人 | 1590人 |
| 作成数 | 1146 | 3554 | 3651 | 1584 |
| 計画作成率 | 95.2% | 91.4% | 72.9% | 99.1% |
| 区内事業所 | 11ヶ所 | 44ヶ所 | 49ヶ所 | 21ヶ所 |
| 受給者証÷事業所 | 109人 | 88人 | 102人 | 75人 |



「参考資料1 東京都における令和3年3月までの計画相談実績（区市町村別）(1)」のデータから近隣区をいくつかピックアップした。

②障害児通所支援受給者証

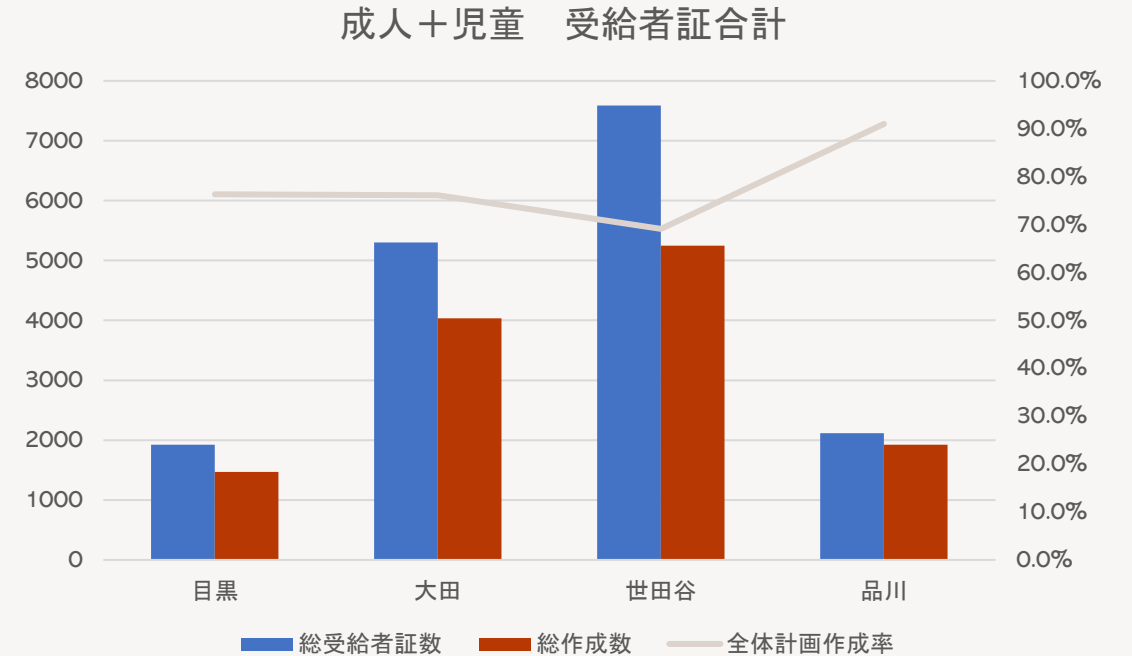
| | 目黒 | 大田 | 世田谷 | 品川 |
|-------------|-------|-------|-------|------|
| 障害児通所支援受給者証 | 721 | 1411 | 2582 | 523 |
| 作成数 | 324 | 482 | 1597 | 340 |
| 計画作成率 | 44.9% | 34.2% | 61.9% | 65% |
| 区内事業所 | 7ヶ所 | 19ヶ所 | 32ヶ所 | 13ヶ所 |
| 受給者証÷事業所 | 103人 | 74人 | 80人 | 40人 |



「参考資料1 東京都における令和3年3月までの計画相談実績（区市町村別）(1)」のデータから近隣区をいくつかピックアップした。

③成人+児童 受給者証合計

| | 目黒 | 大田 | 世田谷 | 品川 |
|----------|-------|-------|-------|------|
| 総受給者証数 | 1925 | 5300 | 7593 | 2113 |
| 総作成数 | 1470 | 4036 | 5248 | 1924 |
| 全体計画作成率 | 76.3% | 76.1% | 69.1% | 91% |
| 区内事業所 | 11ヶ所 | 44ヶ所 | 49ヶ所 | 23ヶ所 |
| 受給者証÷事業所 | 175人 | 120人 | 154人 | 91人 |



「参考資料1 東京都における令和3年3月までの計画相談実績（区市町村別）(1)」のデータから近隣区をいくつかピックアップした。

目黒区相談支援体制の課題解決に向けた意見書作成のための基礎調査について

調査者 目黒区基幹相談支援センター

期間 2022年12月9日～2023年1月13日

(基準日 2022年11月1日現在)

対象事業所 13事業所 (回答11事業所)

方法 選択式+自由回答式

質問内容 28質問

人材不足、相談支援事業所不足の原因

相談支援業務の課題

人材育成に関する課題

相談支援事業所に対する支援の課題



アンケート結果 概要



1 人材不足・相談支援事業所不足の原因として考えること

1) 相談支援専門員の仕事が煩雑である

ケースの生活支援に加え、関係機関との連絡調整、サービス事業所探し、書類の作成など多岐にわたる

2) 業務量煩雑に比較して報酬単価が低い

事業所経営が難しく、相談スキルが必要な資格であるが見合った給与とならない

※計画1件1622点～1864点 /モニタリング(3～6か月1回) 1360点～1613点

3) 相談支援専門員の認知度が低い

社会的な人材不足の背景もあり、採用および定着が難しい

4) 障害福祉分野の事業者規模が小さい

利用者募集、相談支援、事務処理、採用など多岐にわたる仕事を事業所主体で行う必要あり

= 所内研修など人材育成体制が作れない



2 相談支援専門員業務に関する課題（煩雑と感ずること）

一般的な計画相談の流れに加えて、広範囲の業務が生じる

- 家族・独居・虐待など多くの課題への対応が必要（困難ケース等）
- 関係機関への連絡・会議の調整
- 事業所探し（区内社会資源少なさ、各事業所人材不足）
- 入院・通院支援、就労支援
- 緊急時の対応・生存の確認
- 請求事務など

* 困難ケースとは：相談支援専門員による対応が複雑、本人の過度な要求、家族と連絡が取れない（返信がない）、キーパーソンがいない、家族も疾患があるなど全体に支援が必要、さらに支援チーム形成が難しい人を担当することで、時間や労力がかかったり、一人職場であれば抱え込んでしまったり、一事業所での努力では解決が難しい人。



3 セルフプランについて

▶利用者は常に飽和状態（終了者も少ない）
→新規受け入れ難しい

※ 困難ケースだから受け入れないということではない
※多くの利用者を受け入れることで1人1人に対する質が
下がることも懸念。

→セルフプラン検討の提案



4 研修受講の現状と課題

- 東京都相談支援専門員初任者研修

現状：申し込みによって概ね受講できている

課題：初任者研修だけでは実務に応用できない

(即戦力レベルになるための人材育成必要)

事業所内での育成時間を確保できない

- 東京都相談支援専門員現任研修

現状：受講日数が多く業務と並行しての受講負担あり

課題：区内での育成制度がない、相談部会内での交流の少なさ

初任者、現任者ともに離職につながりやすい状況



5 各関係機関に対する意見（バックアップに向けて）

➤行政に対して

- 目黒区の相談支援に関する計画の見直しの必要性
（障害福祉サービス利用必要者数と計画相談事業所数）
- 区内独自の相談支援専門員育成の研修計画
- 相談支援事業や相談支援専門員の啓発活動の取組み

➤基幹相談支援センターに対して

- 相談支援専門員への研修実施
- 困難ケースへの共同での対応
- 法改正の情報、各分野の情報提供

➤地域生活支援拠点に対して

- 退院後の見立て、サービス調整の支援

6 各事業所内の現状の工夫

- 事業所内研修（研修・事例検討・OJT）の実施→業務と並行での実施のため不十分
- カンファレンス実施、スーパーバイザーによる指導
- ICT利用にて情報共有、情報転送による緊急の対応
- 複数人での対応＝急な休み、休職、退職への備え
- 基本相談は電話・FAXでの対応を主とする
- 計画書サインのみ 郵送に（他の面談時間にあてる）
- 求人の応募を増やす →給与待遇の改善



7 実務レベルの課題解決に向けた取組み

1) 相談支援部会内での相互協力

開催頻度増、情報交換・共有の場づくり→気軽に相談→課題解決・悩みの緩和

2) 目黒区担当課との協力・連携

意見交換→Q & Aの作成及び蓄積

(書類簡素化、セルフプラン対象者、実務の確認など)

相談部会への参加の依頼

(基礎調査結果より) 課題のまとめ

- ◆ 相談支援専門員（事業所）が不足している 認知度・報酬の低さが原因で、人材採用が難しく、事業所も増えない
- ◆ 人材を採用しても、事業所内での十分な研修が難しく、また東京都の研修だけでは不十分で離職につながりやすい
- ◆ 相談支援専門員の業務が煩雑であり、各関係機関から研修・実務連携のバックアップの充実が課題
- ◆ セルフプランが増える可能性もあり、障害福祉計画に応じた必要な相談支援専門員数や事業所数が把握できると良い



**OUR
PROPOSAL**

相談支援部会からの提案

持続可能な運営のための2本の柱

持続可能な運営のための2本の柱

実働に見合う報酬

モニタリング実施期間の更なる運用
による適切な支援

1

安定的な運営・経営に向けた支援

ICT活用に向けて

デジタル技術を活用した障害福祉サービス
事業の運営・経営への転換

2

人材確保・育成・定着への取組み

各事業所・行政が共に作り上げる

人材確保

広報活動支援
オンライン合同説明会
SNSの活用
家賃助成
処遇改善費

人材育成

研修の体制作り
テーマ別研修
段階別研修
実践を学ぶ場づくり

人材定着

バック体制の整備
多職種連携体制の強化

A person is seen from behind, looking out of a circular window. The window frames a bright, green outdoor scene with trees and a path. The interior of the room is dimly lit, with the window providing the main source of light. The person's silhouette is visible against the bright light coming through the window.

① 安定的な運営・経営に向けた支援

Stable management and operation

◆ 実働に見合う報酬へ

モニタリング実施標準期間の更なる柔軟的な運用

例) モニタリング期間外にも毎日のように相談を受けるケースが増えている。サービスの調整がなくてもそのたびに現支援の在り方を評価している。そのようなケースについてもモニタリングとして取り扱っていただきたい。

* サービス等利用計画には、障害福祉サービスおよび地域相談支援以外についても、移動支援などの地域生活支援事業やその他インフォーマルサービスも記載しているが、それらについてもモニタリングの実施や相談支援対応しても、加算対象とならない。

◆ ICT を活用した障害福祉サービス運営への支援

障がい福祉計画相談支援（請求・計画） システム導入費

パソコン、タブレット等の端末購入費

Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器

例) システム導入費、端末購入費、設定費用、保守経費

75万円まで補助基準額 100万円×補助率 3/4



② 人材確保・育成・定着へ向けて

The securing of human resources and upbringing and fixation



人材確保に向けて

- 1 求人や人材不足に対する支援について
- 2 障害福祉の仕事の魅力の発信を強化していく

・求人に関する援助として、めぐろ福祉しごと相談会の障害福祉分野の取り組みについて検討する必要があるのではないか。

・相談員への処遇改善費や住宅補助、都のサービス推進費について対象を相談支援事業所に拡大できないか。

・人材不足に対応するための協力体制づくり、事業所の連携・協働化に向け検討していく必要があるのではないか。計画相談事業に興味のある方向けのオンラインによる合同説明会などの実施がその一例である。

・計画相談や相談支援専門員が、介護支援専門員のように認知され、人材が集まるように、紙面・ホームページ・動画など広報などで取り上げて頂きイメージアップの取り組みを協力していただきたい。





2

オンラインによる 合同説明会（案）

JOINT INFORMATION MEETING

障害福祉相談支援に興味のある方に向け、年に1回、地域の相談支援事業所が合同で我々の魅力を話す機会をオンラインにより実施。次の世代へ興味をもってもらう、人が人を支援することの意味を考えてもらう機会など交流の機会を設ける。

この機会を通して、各法人、株式会社など相談支援事業に関わる団体の人材確保にもつなげる機会とする。

主催：区

協賛：自立支援協議会相談支援部会

時期：11月中旬＊1時間半程度

会場：基幹相談支援センターからオンラインにて実施

対象者：相談支援業務に興味のある方



2 区報、HP、SNS等の媒体を使った情報発信



めぐる区報からの情報発信

- 年に1回 計画相談支援事業について紹介
- 地域で活躍する事業所、相談支援専門員を紹介
- オンラインによる学生向け合同検討会風景
- 自立支援協議会相談支援部会の活動風景

区・基幹のHP、SNSからの情報発信

- イベント、研修会のお知らせ
- 事業所紹介
- 相談支援部会からのお知らせ

人材育成に向けて

- 1 早期に実務に役立つ、学びたい時に学べる、継続的に学べる場づくり
- 2 地域における研修に関する仕組みづくりの構築

初任者研修については、事業所内で育成する余裕がないため早期に実務に役立つ研修を区内で実施していく必要がある。逆に現任研修については、業務に影響が少なくなるように、負担を減らしながらもスキル向上に向けた効率の良い研修の仕組みが必要。

また、日々の業務の忙しさからも学びたい時に学べる環境作りが必要。



早期に実務に役立つ、学びたい時に学べる、継続的に学べる場づくり



段階別研修 相談支援専門員に求められる力（コンピテンシー）を反映した研修体系

初任、現任、主任と3段階の階層別に必要なスキル取得を目指す研修。集合研修。ステージに応じたキャリア形成を支援。都、区、基幹が主催する研修を活用し研修体系を形作る

テーマ別研修

自分に足りないスキルに気づき、学びたいを支援。集合、WEBで実施。いつでも学びたい時に学べるようWEBで対応。

地域における実践を学ぶ場 OJT体制づくり

新規配属、初任者に向けた実践を学ぶ場づくり

段階別研修カリキュラム（案）

初任者

- 相談支援に必要な価値
- 相談支援に必要な知識・技術
- 個別ケースに対する相談支援スキル

* 早期に実務に従事するために必要知識・技術の取得を目指す。

* 本人を中心としたケアマネジメントプロセスと必要な技術の全体像について理解する。

現任

- 権利擁護、虐待ケースに関する制度・支援について
- 障害特性について（身体・知的・精神・発達・難病）
- 高齢障害者の支援
- 必要に応じて適切な（直接的）介入
- 地域デザインにおける相談支援スキル
- 地域の（事業所内）の人材育成及び運営管理における相談支援スキル

主任

- スーパービジョン（個別・GSV）
- ファシリテーション
- 研修立案、運営
- 地域協議会の運営

相談支援専門員に求められる力（コンピテンシー）を反映した研修体系づくり

学びたい時に学べるの充実（案）

動画配信（eラーニング）

テーマ別研修

- 区研修「目黒区の障害福祉サービスについて」
- 権利擁護・虐待防止に関する制度のについて
- 障害特性（身体・知的・精神・発達・難病）について
- 障害児支援について
- 医療的ケアを必要とする児者について
- 地域移行支援について
- 高齢障害者支援について
- 個別ケースに対する相談支援のスキル



実践を学ぶ場 地域のOJT体制づくり（案）

東京都による初任者研修の実施時期が遅いことなど早期に実務に役立つ実践の場が必要ではないか。

実習、当然事業所にOJTの育成システムが確立していない事業所が対象。

【演習・現場実習】

| | 講義名 |
|------|------------------------|
| 実習 1 | インテーク演習、アセスメント演習・現場実習 |
| 実習 2 | プランニング演習 サービス担当者会議現場実習 |
| 実習 3 | モニタリング現場実習 |



人材定着に向けて

- 1 相談支援専門員の孤立化を防ぐバックアップ体制整備
- 2 関係機関との連携体制の構築・強化支援

相談支援自体が個々でする仕事であるため、相談支援専門員の孤立化や離職防止のために、支える仕組みを強化していく必要がある。困難ケースなどの相談先としての基幹相談支援センター、緊急時対応時の地域生活支援拠点との連携の方法を具体的に示していく必要がある。入退院時や、困難ケース緊急時対応の場合には、現状行政と共同で支援を継続することが大事。

また、現在の人員状況では対応が難しいため、新たな専門職、コーディネーター等の配置が必要であると考えます。



1

バックアップ体制整備

(基幹相談支援センター、地域生活拠点の機能強化)

◆ **地域移行の促進や困難ケースの支援を強化する**
新たな専門職の配置、主任相談支援専門員の配置増
事業所内では解決が難しいケースの後方支援

◆ **相談支援専門員への支援**

総合的・専門的な相談支援の実施

- ・個々の相談支援専門員へのサポート
- ・関係機関との連携体制構築支援
- ・地域の相談支援専門員同士のネットワーク構築支援
- ・地域の相談支援専門員の実践力向上支援



個々の相談支援専門員が求める支援内容

1 客観的な視点や多視点がほしいケース

2 複合的な課題を抱えたケース
(8050問題・家族支援)

3 制度の狭間によりサービスにつながらないケース (基本相談ケース等)

4 法外サービスや資源の活用を考えたいケース (社会資源が見つからないケース)

5 地域課題につながるケース

6 地域移行ケース

7 虐待の疑いのあるケース

個々の相談支援専門員
へのサポート方法

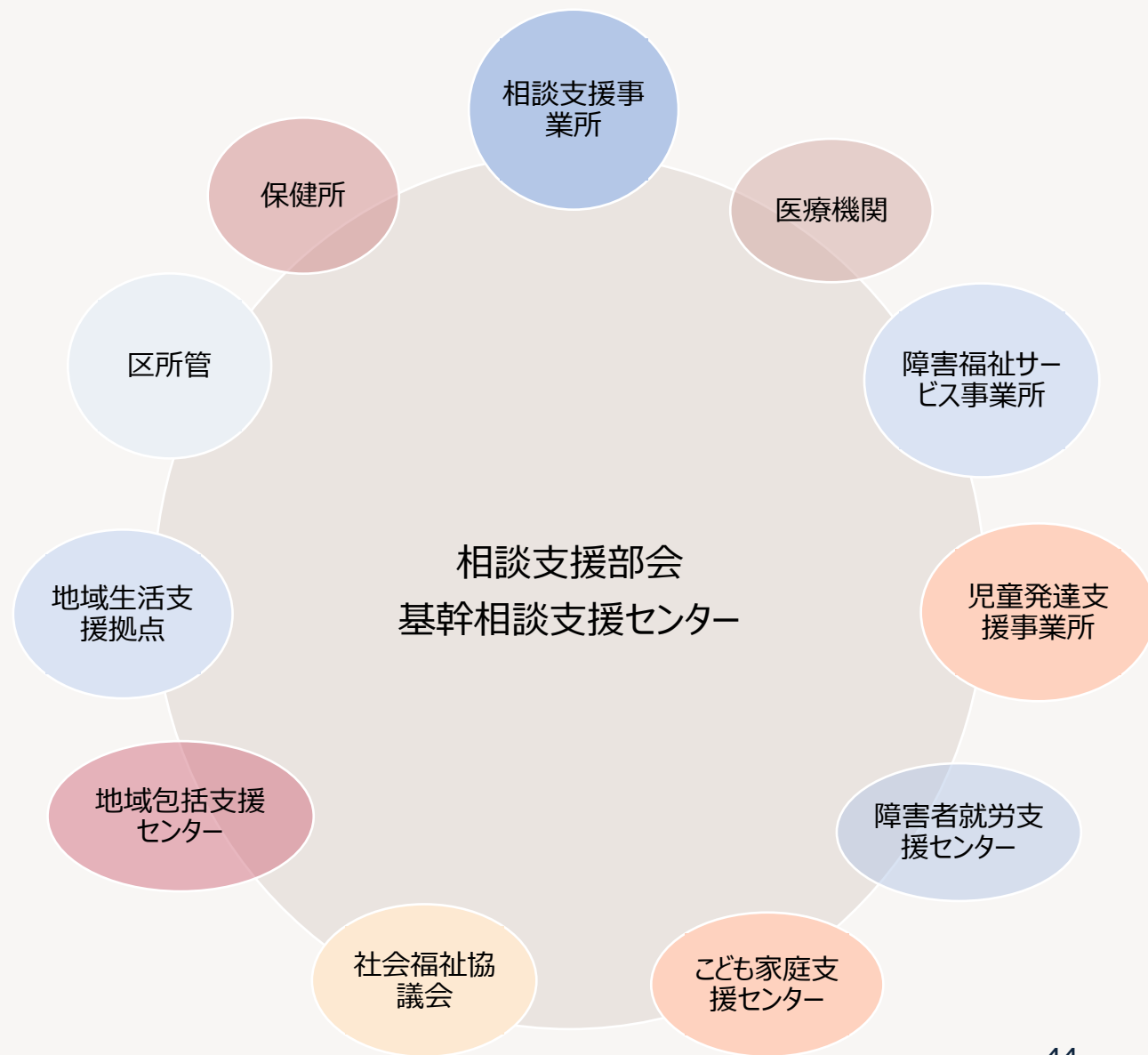
01
困難事例に対する
アドバイザーとして

02
支援チーム・
体制へのサポート

03
支援の
フォローアップ

関係機関との連携体制構築・強化支援

個別事例をととした多職種連携会議の開催



中長期的な視点





Thank you